

質問及び回答

No.	質問内容	回答
4	募集要項「15 指定管理者の選定及び指定等（2）審査項目」において、ア「申請団体等の経営方針、申請の理由等の申請団体等の理念」からサ「特記すべき事項（提案や自主事業等）」までの11項目を審査する旨が示されております。また同「（5）選定結果の通知等」では、選定後に申請団体の選定順位及び評価点数を公表する旨が定められており、審査が点数化されることが前提であると理解しております。 一方、配付された募集要項及び業務仕様書並びに添付資料には、各審査項目の配点及び採点基準を示す一覧（評価点数表、採点基準表等）が含まれておりませんでした。なお、貴市ホームページで公表されている「令和5年度鹿沼市指定管理者（候補者）の選定結果について」によれば、本施設の選定における評価点数は80点満点により示されております。つきましては、本公募の審査も80点満点により行われるという理解でよろしいでしょうか。あわせて、選定委員会が使用する評価項目ごとの配点及び採点基準表について、ご提供いただけますでしょうか。假に公表されない取扱いである場合は、その旨と、11の審査項目間における重み付けの考え方（例：配点が高い項目、加点方式か減点方式か）をご教示ください。	応募団体が新規で申し込んできた場合又は複数社の応募があった場合は、書類審査（80点満点）に加えてプレゼンテーション及びヒアリング審査（20点満点）を実施し、計100点満点により審査を行います。 選定委員会が使用する評価項目ごとの詳細な配点及び採点基準については、審査の公平性を確保する観点から、公表していません。 審査は募集要項15（2）に掲げる審査項目に基づき、事業計画書の内容を総合的に評価します。また、採点は加点方式により行い、特定の項目に著しく偏った配点は設けておらず、事業計画書全体の内容を総合的に評価することとしています。
5	① 申請者が提案する指定管理料の額は、選定においてどのように評価されるでしょうか。価格に対する評価点が設けられている場合、その配点及び算定方法（例：最低提案額を満点とする方式、上限額に対する減額率に応じて加点する方式等）をご教示ください。 ② 上限額に対して著しく低い提案額があった場合、その額で業務仕様書に定める管理水準を指定期間の3年間にわたり維持できるかどうかを確認する手続（低入札価格調査に相当する審査、収支内訳の精査、ヒアリング等）は行われるでしょうか。	①申請者が提案する指定管理料の額は、募集要項15（2）の審査項目のうち、オ「施設運営の計画及び経費の削減又はサービス向上の方策」において評価されます。 評価にあたっては、提案額を実現するための運営計画・取組の具体性・実効性を含めて総合的に審査を行います。最低提案額を満点とする方式や上限額に対する減額率に応じて加点する方式は取り入れておりません。 また、評価項目ごとの詳細な配点及び採点基準については、審査の公平性を確保する観点から公表しておりません。 ②必要に応じてヒアリングを実施します。収支計画の合理性・実効性が確認できない場合は、審査における評価に影響することがあります。
6	① 事業計画書に記載した提案（施設の改修、設備の導入、自主事業の実施、利用者数や収容の目標等）は、協定においてどのように位置づけられるでしょうか。履行義務を伴うものとして協定に明記されるという理解でよろしいでしょうか。 ② ①の提案の内容が指定期間中に実施できなかった場合は、募集要項「6（2）イ」に基づく業務の改善指示の対象となるという理解でよろしいでしょうか。 ③ 選定に当たり、提案内容の実現可能性（財源の裏づけ、実施時期、市の予算措置や許認可の要否、実施体制の裏づけ等）はどのように審査されるでしょうか。実現可能性が確認できない提案について、評価上の取扱い（減点、評価対象外とする等）が定められておりましたらご教示ください。 ④ 市の予算措置又は市の許可を前提とする提案（施設の改修、工作物の設置等）を事業計画書に記載する場合、その旨を明示する必要があるでしょうか。 ⑤ 指定期間中に新たに施設又は設備を設置する場合、その費用負担はどのように整理されるでしょうか。想定される経路（市が予算措置して整備する、指定管理業務の経費として指定管理料に計上する、指定管理者の負担とする等）ごとに、判断の考え方を教えてください。 ⑥ 市が予算措置して整備する経路がある場合、その提案又は要望を行う時期、手続及び所管部署をご教示ください。	協定書上は、募集要項、仕様書、質問及び回答並びに提出した事業計画書及び収支予算書等に従って業務を実施することとしています。また、事業計画書に仕様書を上回るサービスの水準が提案されているときは、事業計画書に示された水準が履行業務の基準となります。 ご認識のとおりです。 実現可能性が確認できない提案を一律に減点又は評価対象外とする個別の規定は設けていませんが、事業計画書全体の合理性・具体性として総合評価に反映されます。 市が提示する募集要項を基に事業計画等を作成し、提案することとしています。 市が施設の管理上、新たに設置する必要があると判断した場合は、市が整備を行います。指定管理者が実施する自主事業のために必要な施設等、指定管理者の都度で新たに設備等の設置を希望する場合は、法令等の規定に基づき、公園管理者である市の許可が必要となる場合があります。設置費用については、指定管理者の負担となります。 施設の破損等による整備が必要となった場合は、都度、市に報告するものとしています。なお、市での整備の決定には多大な時間を要し、また、予算の確保については市議会の議決が必要となるため、提案から事業実施までは、おおむね1年以上かかることを申し添えます。
7	様式2「事業計画書」の「2 類似施設の管理の実績及びその経営状況」において「直近の過去3年間の管理実績を記載してください」とされ、募集要項「15（2）審査項目」のイにおいても「類似施設の管理の実績及びその経営状況」が審査項目とされております。記載に誤りが生じないように、次の点についてご教示ください。 ① 「類似施設」の範囲をご教示ください。宿泊を伴うキャンプ場に限られるでしょうか、それとも都市公園、河川公園、スポーツ施設等を含む公の施設一般が該当するでしょうか。 ② 記載できる実績の主体についてご教示ください。申請団体自身の実績に限られるでしょうか。申請団体の親会社、子会社その他のグループ会社の実績、又は共同事業体を構成する他の団体の実績を、申請団体の実績として記載することは可能でしょうか。可能な場合、実績の主体がいずれであるかを明示する必要があるでしょうか。 ③ 様式2の当該欄には「経営状況は簡潔に記載し、指定管理者として指定された実績は経営状況欄に記載してください。」との指示がございます。指定管理者としての管理実績と、業務委託又は運営受託による実績とを区分して記載する必要があるでしょうか。また、両者は評価上どのように取り扱われるでしょうか。 ④ 「直近の過去3年間」の起算点をご教示ください。申請日を基準とするのか、指定開始日（令和9年4月1日）を基準とするのかについてもご教示ください。	宿泊を伴うキャンプ場、都市公園、河川公園といった野外活動・レクリエーション等を行う公の施設の管理運営実績を想定しています。ただし、当該項目は経営状況の参考として審査するものであり、類似施設の種類を特定の施設に限定するものではありません。 実績の記載主体は申請団体自身が原則ですが、親会社・子会社・グループ会社または共同事業体を構成する他の団体の実績についても、申請団体が同様の管理運営を自ら行う能力を有していると判断できる場合には、実績の主体となる団体名を明記した上で記載することができます。なお、申請団体自身の実績と他の団体の実績は明確に区分して記載してください。 指定管理者としての管理実績と、業務委託又は運営受託による実績を区分して記載してください。 実績の評価は、募集要項第15（2）イ「類似施設の管理の実績及びその経営状況」において行われます。評価にあたっては実績の有無のみならず、実績の内容が良好であるか、特色や独自性のある取り組みがあるか等についても審査の対象となります。 申請時点までの実績を記載していただければ結構です。実績が確定していない場合は、令和5年度から令和7年度の3年間でも差し支えありません。
8	① 上限額59,562千円の積算に当たり、対象とした経費の範囲（労務費、施設管理費、販売事業費の別）及び控除した利用料金収入の見込額をご教示ください。 ② 令和7年度に措置された増額分6,979千円は、上限額の積算において恒常的な経費として織り込まれているでしょうか。 ③ 上限額は3年間の総額であるとのことですが、年度ごとの配分（例：3年均等、初年度に立上げ経費を厚く配分する等）は申請者の提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。 ④ 収支予算書（様式3）の作成に当たり、指定管理業務に係る収支と、自主事業（物、レンタル等）に係る収支は、様式3の中で区分して記載する必要がありますでしょうか。区分する場合の推奨される記載方法をご教示ください。あわせて、様式3は収入・支出とも年度欄が5列設けられておりますが、指定期間である3年度分（令和9年度から令和11年度まで）を記入し、残りの2列は空欄として差し支えないでしょうか。	対象とした経費の範囲は労務費、施設管理費です。販売事業費については、自主事業に係る収入により賄うことを想定しているため、積算の対象としておりません。上限額の積算に当たっての利用料金収入の見込額については、応募者の自主的かつ創意工夫ある提案を妨げないよう、詳細をお答えすることを差し控えます。積算に当たっては、別紙4（令和7年度損益計算書）及び別紙5（事業報告書）をはじめとする提供資料を参考に、指定期間3年間における管理運営に必要な経費を応募者において積算してください。 令和9年度からの指定管理料上限額の算出に当たっては、令和7年度の運営実績（増額分を含む）や物価指数等を参考としており、増額分についても上限額の積算に反映されております。ただし、指定期間中に同様の増額措置は想定しておりません。 年度ごとの指定管理料の配分については、応募者の提案に委ねます。初年度の体制整備に係る経費や季節変動等を考慮した合理的な配分を提案してください。なお、ご提案をいただいた上で、市と協議という形で年度協定書によって定めます。 自主事業については収入は「②その他」、支出は「③その他」に記載し、指定管理業務に係る収入と自主事業に係る収入は区分してください。様式3の年度欄5列のうち、指定期間である令和9年度から令和11年度までの3年度分を記入し、残りの2列は空欄として差し支えありません。

質問及び回答

No.	質問内容	回答
9	募集要項「5(4) 管理口座・区分経理」において「指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費は、それぞれ区分して整理するものとします」と定められております。一方、配付された別紙4「収支決算書」及び別紙5「事業報告書」は、現指定管理者である特定非営利活動法人出会いの森管理協会の法人全体を対象としたものと拝見しております。別紙5の事業報告書1ページには「出会いの森福祉センター敷地内に直売所を設置し、運営を行いました」との記載があり、農産物直売所は本件指定管理施設の区域外で運営されているものと理解しております。そのため、別紙4の損益計算書からは、本件指定管理業務のみに係る収支を特定することが困難な状況です。つきましては、実行可能な収支予算書を作成するため、直近5年度分（令和3年度から令和7年度まで）について、指定管理業務に係る部分を区分経理した収支状況（収入・支出の科目別内訳）をご提供いただけますでしょうか。区分経理された資料がない場合は、業務仕様書「3(6)イ」に基づき現指定管理者から市に提出された年度事業報告書のうち「管理に係る経費の収支状況」に該当する部分をご提供いただけますでしょうか。	市に提出された年度収支決算書を提供いたします。令和7年度は別紙4「収支決算書」を、令和6・5年度は別途回答済みの「質問No.1への回答」に添付の資料を、令和4・3年度については添付PDFをご確認ください。 管理に係る経費について、収入は損益計算書の「科目-売上高-指定管理料」「科目-売上高-施設利用料」、支出は施設管理事業費の「科目-労務費」「科目-施設管理費」と、損益計算書の「科目-法人税、住民税及び事業税」が該当となります。 なお、損益計算書の「科目-法人税、住民税及び事業税」については、現指定管理者が本施設の運営を目的として設立された法人であることから、指定管理業務に係る経費として計上されております。 ただし、法人税、住民税及び事業税は本来指定管理業務に固有の経費ではないため、収支予算書の作成に当たっては、申請団体の実態に即して計上方法をご判断ください。
10	① 直近5年度分（令和3年度から令和7年度まで）の電気、ガス、上水道、下水道又は浄化槽維持、灯油等燃料の種別ごとの年間支払額及び年間使用（kWh、㎡、L等）をご教示ください。 ② 電気、ガス、水道の各供給契約の名義は鹿沼市と指定管理者のいずれでしょうか。また、電気は高圧受電（別紙2に「タテ型 高圧受電盤」の記載）と理解しておりますが、契約電力（kW）及び契約種別をご教示ください。 ③ 業務仕様書「3(5)ウ 受水槽等保守」及び「エ 給水設備保守」において「栃木県飲用井戸等衛生対策要領に基づき管理を行い」と記載されておりますが、本施設の飲用水の水源は上水道と井戸のいずれでしょうか。井戸を使用している場合、その系統（管理棟、炊事棟、トイレ等の別）及び水質検査の実施頻度をご教示ください。	令和7年度分の使用料の内訳を添付PDFにてお示ししますので他の年度については令和7年度を参考にしてください。種別ごとの支払い金額は把握しておりません。 名義は指定管理者です。契約電力は「電気需給約款【特別高圧・高圧】」15(ベージックプラン)(3)ロに基づき決定される方式のため、固定のkW数は設定されておりません。契約種別はベージックプランです。 上水道です。業務仕様書「3(5)ウ 受水槽等保守」及び「エ 給水設備保守」における栃木県飲用井戸等衛生対策要領に基づく管理とは、受水槽・加圧ポンプ等の給水設備の維持管理が該当します。
11	募集要項「5(3)イ」において「利用料金収入は、本施設の管理運営に要する経費に充てるものとし、指定管理料は利用料金収入の見込み額を差し引いた額となります」とされ、「5(2)ウ」では「原則として、指定管理料の年度ごとの清算は行いません」とされております。つきましては、各年度の利用料金収入の実績が、収支予算書に記載した見込額を上回った場合、超過分は指定管理者の収入として留保できるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合においても、指定期間中の各年度の指定管理料が減額されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。各年度の利用料金収入の実績が収支予算書に記載した見込額を上回った場合、超過分は指定管理者の収入として留保することができ、その場合でも各年度の指定管理料が減額されることはありません。一方、利用料金収入の実績が見込額を下回った場合も、原則として市が不足分を補填することはありませんので、収支予算書の作成に当たっては、利用料金収入の見込額を慎重に積算してください。
12	資料1「鹿沼市都市公園条例」別表第3の2(1)では、出会いの森総合公園オートキャンプ場及びディキャンプ場の使用料として、オートキャンプサイト1区画1泊6,700円、1日3,300円、フリーテントサイトテント1幕1泊3,800円、1日1,800円、パーベキュー広場1坪1回3,000円が定められており、同条例第4条第4項により、指定管理者は当該額に0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額までの範囲内で、市長の承認を得て利用料金を定めるものとされております。また、別紙7「利用料金一覧」では、電源設備の有無による区分（電源なし1泊5,700円、電源付1泊6,700円）、通常料金と冬季料金の区分、並びにアーリー及びレイトの加算料金（オートキャンプサイト各1,300円、フリーテントサイト各1,000円）が設定されております。これらの区分が条例別表第3に明示されていない点につきましては、平成30年鹿沼市告示第26号「出会いの森総合公園の公園有料施設に係る利用料金の額を定める告示」により、同様の区分が条例第4条第4項前段の規定に基づき定められ、同項後段の規定により告示された前例があることを確認しております。つきましては、次の点についてご教示ください。 ① 上記の前例と同様に、指定管理者が、条例別表第3に定めのない新たな区分（例：平日と休日の別、繁忙期・閑散期の別、連泊割引、サイトの立地条件による区分、ベント同伴サイト等）を設定し、条例別表第3に定める額の0.5倍から1.5倍の範囲内で、市長の承認を得て利用料金を定めることは可能という理解でよろしいでしょうか。 ② 0.5倍から1.5倍の範囲は、条例別表第3に掲げる区分（オートキャンプサイト1泊等）ごとに判定されるという理解でよろしいでしょうか。また、アーリー及びレイトの加算料金は、上記告示の前例と同様に、基本料金に係る範囲の判定とは別に、市長の承認により設定できるという理解でよろしいでしょうか。 ③ 利用料金の承認申請から市長の承認及び告示（条例第4条第4項）までに要する標準的な期間をご教示ください。 ④ 指定期間の初日（令和9年4月1日）から新たな利用料金を適用する場合、承認申請はいつ頃までに行う必要がありますでしょうか。 ⑤ 指定期間中の利用料金の改定は、その都度市長の承認を得ることにより、回数の制限なく行うことができるという理解でよろしいでしょうか。また、繁忙期・閑散期の別に応じて年度内に複数の料金を適用する場合、承認は年度当初に料金表全体として一括して受けることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、新たな区分の設定に当たっては、その内容が条例の趣旨に沿ったものであることが必要です。具体的な区分の内容については、市との事前協議が必要となります。 ご認識の通りです。 利用料金の承認申請から市長の承認及び告示までに要する標準的な期間は、おおむね3か月程度です。ただし、申請内容の確認や庁内手続きの状況によって前後する場合がありますので、余裕をもって申請してください。 令和9年4月1日から新たな利用料金を適用する場合、③に記載の標準的な手続き期間を考慮すると、令和8年12月の鹿沼市議会定例会での議決後に指定管理者の指定を予定しておりますので、指定後速やかに承認申請の準備を進めてください。指定前の事前協議については、市にご相談ください。 （改定回数の制限について） ご認識のとおりです。指定期間中の利用料金の改定は、その都度市長の承認を得ることにより行うことができ、回数の制限はありません。ただし、利用者への周知期間を考慮した上で改定時期を設定してください。 （年度内複数料金の一括承認について） ご認識のとおりです。繁忙期・閑散期の別に応じて年度内に複数の料金を適用する場合、適用期間及び料金を明示した料金表を作成の上、年度当初に一括して承認申請を行うことが可能です。
13	業務仕様書「3(5)コ」の数量表と、別紙8「出会いの森総合公園管理業務一覧」に記載された数量との間に、次のとおり相違があるものと拝見しております。 ① 芝生管理：業務仕様書は35,900㎡（4回以上／年）と記載。別紙8は「芝生管理」の区分に、芝刈り（キャンプ場）18,080㎡、除草（キャンプ場）7,080㎡、施肥33,000㎡、芝刈り（冒険の森、みんなの原っぱ）12,492㎡を掲げており、施肥を除いて合計すると37,652㎡、芝刈りのみを合計すると30,572㎡となります。 ② 園地管理：業務仕様書は74,600㎡（3回以上／年）と記載。別紙8は「園地管理」の区分に、除草（冒険の森、みんなの原っぱ）4,331㎡及び9,970㎡、除草（ディキャンプ場）8,800㎡、除草（親水公園）48,000㎡を掲げており、合計すると62,101㎡となります。なお除草（キャンプ場）7,080㎡は「芝生管理」の区分に置かれており、これを加えると69,181㎡となります。 ③ 施肥：業務仕様書は19,200㎡（1回以上／年）と記載。別紙8は33,000㎡と記載。 ①から③のいずれにおいても、業務仕様書の数量と別紙8の数量とが一致いたしません。つきましては、収支予算書における植栽管理費の積算に当たり、いずれの数量を基準とすべきかご教示ください。あわせて、別紙8に回数の記載がない作業（除草、施肥、剪定等）について、年間の実施回数の基準をご教示ください。	ご指摘のとおり、業務仕様書「3(5)コ」の数量表と別紙8「出会いの森総合公園管理業務一覧」の数量との間に相違があることを確認しております。しかし誠に恐れ入りますが、現時点において各作業の正確な対象面積を確認できない状況です。つきましては、収支予算書における植栽管理費の積算に当たっては、業務仕様書「3(5)コ」の数量表を基準としてください。 なお、次期指定管理者の選定後に市において実態を確認し、必要に応じて協定締結時までに修正いたします。
14	募集要項「2(9) 業務の委託等」において「指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません」とされ、業務仕様書「5(4) 包括的委任の禁止」にも同旨の定めがございます。また様式2の「10」において、一部の業務を別の事業者へ委託する場合はその内容並びに業者選定、点検及び指導監督の方法を記載することが求められております。つきましては、次の点についてご教示ください。 ① 市長の承認を要する「業務の一部の委託」について、承認の要否を判断する基準（対象となる業務の種類、委託金額の規模、契約期間等）をご教示ください。 ② 清掃、警備、植栽管理等の個々の具体的な業務を専門の事業者へ委託することは、指定管理者が管理責任及び収支の管理を自ら保持する限り、業務仕様書「5(4)」の包括的委任には該当しないという理解でよろしいでしょうか。 ③ 共同事業体として申請する場合、代表者から他の構成員への業務の分担は、募集要項「2(9)」にいう第三者への委託には該当しないという理解でよろしいでしょうか。該当しない場合であっても、構成員間の業務分担の内容を申請時に明示する必要がありますでしょうか。	①業務の一部委託については、専門的な知識・技術を要する業務や保守点検業務など、指定管理者が自ら実施することが困難な業務を委託することを想定しております。しかし誠に恐れ入りますが、委託については、業務の内容・性質等を踏まえて個別に判断しますので、委託を予定している業務については様式2の「10」に内容を記載の上申請してください。 ②ご認識の通りです。ただし、個別の業務を委託する場合においても、募集要項「2(9)」に基づきあらかじめ市長の承認を得ることが必要です。 ③共同事業体として申請する場合、代表者から他の構成員への業務の分担は、第三者への委託には該当しません。なお、構成員ごとの役割・業務分担の概要は様式2の「10」へ明示されていることが望ましいです。

質問及び回答

No.	質問内容	回答
15	別紙3「備品一覧」において、所有者欄が「出合いの森管理協会」と記載された物品が多数含まれております。特に、施設の維持管理に不可欠と考えられる次の機械類及び車両が含まれております。 乗用芝刈機2（GT216Y2090BJR）、芝刈機1台、自走式芝刈機1台（GC53A）、自走式動噴1台、軽トラック1台（ダイハツ ハイゼット）、屋型テント5張（2間×3間）、レジスター3台、パソコン5台、プリンター1台、陳列棚（大）4点、洗濯機1台、電子レンジ1台ほか。 一方、業務仕様書「4 備品等の管理（1）」では「備品は、市長が導入するものとし」と、同「（4）」では「指定期間満了時には、備品一覧に記載された備品の引継ぎを行い」とされております。 つきましては、次の点についてご教示ください。 ① 所有者が「出合いの森管理協会」と記載された物品は、次期指定管理者には引き継がれず、次期指定管理者が別途調達する必要があるという理解でよろしいでしょうか。 ② 上記の機械類及び車両について、現指定管理者から次期指定管理者への有償譲渡又は貸与の可能性について、市として現指定管理者との調整を予定されておりますでしょうか。 ③ 次期指定管理者が上記に相当する機械類等を新たに購入する場合、業務仕様書「4(2)」に基づく市長との事前協議を経た上で、その費用を指定管理料の対象経費として計上することは可能でしょうか。また、募集要項「5（6）リスク分担について」の備品欄における「更新又は新規購入（市長の認可が必要）」の負担区分（鹿沼市：○／指定管理者：協議による）との関係をご教示ください。 ④ 別紙3「備品一覧」において、メーカー欄及び型番欄が空欄となっている物品（芝刈機、自走式動噴等）について、機種、取得年度及び現在の稼働状況をご教示ください。 ⑤ 募集要項「5（6）リスク分担について」の表の備品欄には「資料3に記載するリース物品の維持管理（原則 指定管理者）」及び「資料3に記載するリース物品の更新（鹿沼市）」との記載がございますが、業務仕様書「7 添付品一覧」によれば資料3は「鹿沼市河川公園条例」であり、リース物品に関する記載は含まれておりません。同表にいう「資料3に記載するリース物品」とは、別紙3「備品一覧」に記載されたリース物品（FAX コピー機 IM C2000、リース業者：リコーリース株式会社）を指すという理解でよろしいでしょうか。あわせて、現在リース契約により導入されている物品の一覧（物品名、リース会社、契約期間、月額又は年額リース料、契約名義）及び当該リース契約を次期指定管理者が承継する必要があるかどうかをご教示ください。	① 指定期間中に調達した物品に関しては、指定管理料で購入したものとみなされ、所有権は市に帰属するため、市から次期指定管理者に引き継ぐものとします。そのため、別途調達をする必要はありません。 ② 現時点において、市として現指定管理者との調整は予定していません。ただし、基本協定書の規定により指定管理者があらかじめ自己の費用により調達した物品は、原則として現指定管理者の責任と費用で撤去・撤収することとなるため、現指定管理者が自己の費用で調達した市が管理に必要であると判断した物品に関しては、事前に協議を行い、両者の合意の上で、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことがあります。 施設の管理運営に必要な備品の更新又は新規購入については、業務仕様書「4（2）」に基づき市長との事前協議を経た上で、指定管理料の対象経費として収支予算書に計上することが可能です。ただし、計上額は指定期間3年間の指定管理料の総額の範囲内としてください。なお、募集要項「5（6）」リスク分担表における「更新又は新規購入」は、指定期間中の運営において生じた備品の更新を想定しています。指定管理者の提案に基づく新たなサービス向上のための備品購入等については、指定管理料や利用料金収入等、指定管理者の経費により対応してください。 別紙3「備品一覧」においてメーカー欄及び型番欄が空欄となっている物品のうち、現時点で確認できた情報は以下のとおりです。 ・芝刈機 SLM21450HBP 取得年月不明 現在使用中 ・自走式動噴 KIORITZ AHP360 取得年月不明 現在使用中 その他のメーカー欄及び型番欄が空欄となっている物品については、現在稼働中ではありませんが、取得年月日及び型式等の詳細が現時点では確認できておりません。 募集要項「5（6）」リスク分担表における「資料3」は「別紙3」の誤りです。訂正しお詫び申し上げます。 現在リース契約により導入されている物品の一覧については添付PDFをご確認ください。 リース期間中の物品については、次期指定管理者においてリース契約を承継していただく必要はございませんが、必要に応じて引継ぎの際に協議してください。
16	資料4「パンフレット」によれば、本施設は予約制であり、利用1 か月前の1 日から電話又はインターネットで予約を受け付けているとのことです。また業務仕様書「3（4）ア（イ）」において、利用者への案内、受付及び予約管理が指定管理者の業務とされており、 つきましては、次の点についてご教示ください。 ① 現在使用されているインターネット予約システム（www.deainomori -camp.com）は、現指定管理者が自ら契約し運用しているものであり、貴市の契約に係るシステムではないという理解でよろしいでしょうか。 ② 次期指定管理者が、独自の予約システムを導入すること（現行の予約システムの継続使用が義務付けられないこと）は可能という理解でよろしいでしょうか。 ③ 予約の受付開始時期（利用1 か月前の1 日から）につきましては、資料1「鹿沼市都市公園条例」及び資料2「同条例施行規則」に定めがないことを確認しております。指定管理者が、利用者への十分な周知を前提に、受付開始時期を変更する（例：3 か月前からの受付）ことは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。なお、予約システムの変更や予約受付開始時期を変更する場合には利用者への十分な周知を行った上で実施してください。
17	募集要項「12（1）提出書類 2」の指示事項において、①「施設の管理運営に必要な知識、技術、経験などが豊富な人員配置について」及び②「前指定管理者従業員の採用や西大芦・東大芦地域の地元雇用の推進について」を事業計画書に記載するよう求められております。 実効性のある人員配置計画及び雇用計画を作成するため、次の点についてご教示ください。 ① 現在の管理運営体制における人員配置の実績（常勤職員、非常勤職員、パート等の別の人数、職種、繁忙期と閑散期の配置人数の差、夜間及び宿直の体制）をご教示ください。 ② 現指定管理者の従業員のうち、次期指定管理者への継続雇用を希望する意向を有する方の人数及び職種について、市が把握されている範囲でご教示ください。 ③ 現在の管理運営体制において、保有が求められる又は現在保有している資格（防火管理者、浄化槽管理士、電気工事士、危険物取扱者、救急救命講習修了等）をご教示ください。業務仕様書「3（3）ウ」において防火管理者の選任が求められておりますが、現在の消防計画をご提供いただけますでしょうか。 ④ 業務仕様書「3（5）ク」及び別紙8に定める警備業務（常駐管理、休日及び夜間警備）は、その実施方法（人的な宿直、機械警備、遠隔監視、緊急時の駆けつけ体制等の組合せ）が指定管理者の提案に委ねられており、夜間における人的な常駐又は宿直が必須とはされていないという理解でよろしいでしょうか。なお、宿泊者の安全確保及び緊急時の対応体制につきましては、事業計画書において具体的に提案いたします。	質問No.3への回答の体制図、業務分掌をご確認ください。 現状の指定管理者の情報につきお答えできかねます。継続雇用を希望する従業員の有無及び人数・職種については、選定後に現指定管理者との引継ぎ協議の中でご確認ください。 施設の管理運営において必須とされる資格はありません。防火管理者の選任及び消防計画の作成については、現在は法令上必須となっていないため実施されておりますが、不特定多数の方が宿泊する施設の性質上、宿泊者の安全確保の観点から、次期指定管理者においては対応を求めます。 ご認識の通りです。
18	業務仕様書「3（4）ア（ソ）」において、自主事業として行うことが可能な業務としてa 物販事業、b レンサイクル・物品レンタル、c ポイントカードの運用、d ガイドツアーやアクティビティ、e 高島屋山の管理が例示されております。また募集要項「3(3)」の※書きにおいて「施設を活用した自主事業、新規事業等についても提案してください」とされております。 つきましては、次の点についてご教示ください。 ① 常設又は準常設の工作物（ハウストレーラー、簡易な宿泊施設、常設テント、屋根付きの休憩施設等）を公園区域内に設置することは可能でしょうか。この点、都市公園法第4 条第1 項及び資料1「鹿沼市都市公園条例」第1 条の3 第1 項に定める建蔽率の制限（100 分の2）は、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計を対象とするものと理解しております。設置が可能な場合、必要となる手続（公園施設の設置に係る手続と占用の許可の別）及び使用料・占用料の取扱いをご教示ください。 あわせて、既存の公園施設である建築物の建築面積の合計（建蔽率の算定の基礎となる面積）をご教示ください。 ② ①の工作物のうち、ハウストレーラーその他の車両を利用した工作物については、随時かつ任意に移動できる状態が維持されていないもの（移動の支障となる階段、ポール、ベランダ等が設けられているもの、給排水・電気等の設備の配管・配線の接続が工具を要せずに取り外すことができる方式でないもの等）は、建築基準法第2 条第1 号に規定する建築物として取り扱われるものと理解しております（平成9 年3 月31日付け建設省住指第170 号及び日本建築行政会議の取扱い）。したがって、(a)建築物に該当する態様で設置する場合は、建築確認等の手続を経た上で①の建蔽率に算入され、(b)建築物に該当しない態様で設置する場合であっても、①の都市公園法上の手続は別途必要となる、という理解でよろしいでしょうか。この理解と相違がある場合、又は貴市において車両を利用した工作物の取扱いを別に定めておられる場合は、その内容をご教示ください。	河川公園を除く公園区域内への常設又は準常設の工作物の設置については、都市公園法及び鹿沼市都市公園条例に基づき、市長の許可が必要となります。設置する工作物の内容により、公園施設の設置（鹿沼市都市公園条例第9条）、占用の許可（鹿沼市都市公園条例第10条）の手続が必要となりますので、こちらで一概に可否の回答をすることはできません。なお、既存の公園施設である建築物の建築面積の合計は2,170.63㎡です。河川公園部分については、質問No.19への回答をご確認ください。 ご認識の通りです。

質問及び回答

No.	質問内容	回答
18	③ イベント等に際して移動式サウナ、キッチンカー等の車両を一時的に公園区域内へ搬入して使用することは、都市公園条例第5 条第1 項の行為の許可（同条例第4 条第5 項の読替規定により指定管理者の許可）により実施できるという理解でよろしいでしょうか。占用の許可を要する場合との区分の考え方及び設置可能な期間の上限がございましたら、あわせてご教示ください。	ご認識の通りです。行為の許可と占用の許可の区分については、鹿沼市都市公園条例第5条及び第10条の規定によります。設置期間の上限は定めておりませんが、継続的・恒久的な占用については許可できませんので、長期にわたる設置を検討される場合は事前にご相談ください。
	④ 現在のオートキャンプサイト50 サイト及びフリーテントサイト15 サイトについて、区画又はサイトの再編（数の増減、面積の変更、用途の変更）を提案することは可能でしょうか。	サイトの再編についてご提案いただくことは可能です。ただし、用途の変更については鹿沼市都市公園条例に定める範囲内での対応となるため、内容によっては条例改正が必要となる場合があります。条例改正を要する提案については、市において利用者の意向等を踏まえた上で検討しますが、実現の時期及び可否についての保証ができません。具体的な提案内容については事業計画書に記載の上、選定後に協議してください。
	⑤ 出合いの森親水公園（河川公園）における自主事業のうち、河川法上の許可又は協議を要する行為につきましては、貴市を通じて河川管理者と協議することになるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
	⑥ 指定期間中に設置された施設又は設備について、指定期間満了時の取扱い（市への引継ぎ、次期指定管理者への承継、原状回復による撤去の別）の考え方をご教示ください。撤去が原則となる場合、その判断基準をご教示ください。	指定管理期間中に設置した施設又は設備の期間満了時の取扱いについては、指定管理業務の遂行に必要なものとして市の承認を得て設置したものは引継ぎを原則とします。その他のものについては原状回復（撤去）を原則としますが、市が継続使用を必要と認める場合は、指定管理期間満了時の協議により引継ぎとすることがあります。設置に当たっては、事前に協議の上、期間満了時の取扱いを確認してください。
	⑦ 指定期間が3 年間でであることを踏まえ、法定耐用年数が指定期間を超える設備を導入する場合の取扱いについて、市の考えをご教示ください。	法定耐用年数が指定管理期間を超える設備を導入する場合、指定期間満了時に未償却残高が生じることになりますが、市として未償却残高の補償を行うものではありません。指定期間満了時の設備の取扱いについては⑥のとおりです。導入の可否及び費用の取扱いについては、指定管理者の判断と責任において検討してください。
19	募集要項「1（3）所在地 イ」において、出合いの森親水公園の所在地は「鹿沼市酒野谷1334 番12 地先 河川敷地内」及び「鹿沼市酒野谷1347 番4 地先 河川敷地内」とされており、本公園は、堤防から見て河川の流水側（いわゆる川表側）に当たる河川区域内に位置しているものと理解しております。また資料3「鹿沼市河川公園条例」第7 条において、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは市長の許可を受けなければならないとされ、同第8 条により占用料の納付が定められております。また、別紙1 の平面図（P.7・P.8）によれば、親水エリアは堤防の法尻と低水路との間、すなわち高水敷上に図示されております。河川区域内に物件を継続的に設置する場合には、増水時の流出、流水の阻害、下流への影響等の観点から慎重な検討が必要であると認識しております。つきましては、自主事業の内容を適法かつ安全に設計するため、次の点についてご教示ください。	河川区域内での位置づけはお見込みの通り、出合いの森親水公園は、一級河川大芦川の河川区域内に位置しており、公園区域の全部が河川区域内となっております。
	① 出合いの森親水公園は、一級河川大芦川（利根川水系。指定区間として栃木県が管理）の河川区域内に位置するものと理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。あわせて、公園区域の全部が河川区域内に含まれるか、一部に河川区域外の区域が含まれる場合にはその範囲を、ご教示ください。	河川区域内に工作物を継続的に設置することにつきましては、河川法第24 条（土地の占用の許可）及び第26 条（工作物の新築等の許可）並びに国が定める河川敷地占用許可準則により、治水及び河川利用上の観点から判断されるものと理解しております。当該区域に、ハウストレーラー、コンテナ、ユニットハウス、常設テントその他の恒久的な工作物を継続的に設置し、又は保留することの可否及びその判断の枠組み（河川管理者の許可・協議と、鹿沼市河川公園条例第7 条の占用の許可との関係を含む）をご教示ください。
	② 河川区域内に工作物を継続的に設置することにつきましては、河川法第24 条（土地の占用の許可）及び第26 条（工作物の新築等の許可）並びに国が定める河川敷地占用許可準則により、治水及び河川利用上の観点から判断されるものと理解しております。当該区域に、ハウストレーラー、コンテナ、ユニットハウス、常設テントその他の恒久的な工作物を継続的に設置し、又は保留することの可否及びその判断の枠組み（河川管理者の許可・協議と、鹿沼市河川公園条例第7 条の占用の許可との関係を含む）をご教示ください。	②③ 河川区域内に工作物等を設置することについては、設置の態様（一時的・常設を問わず）にかかわらず、以下の手続が必要です。 1. 河川法第24条（土地の占用の許可）及び第26条（工作物の新築等の許可）に基づき、河川管理者（栃木県）との協議・許可を得ること 2. その上で、鹿沼市河川公園条例第7条の占用の許可の申請。 なお、高水敷への常設的な工作物の設置は原則として認められません。 また、「常設」と「一時的」を分ける明確な基準はないため、設置の期間・頻度・態様等に応じた事実ごとの判断となります。 なお、建築物を設置する際は、建築確認申請の手続きも必要となります。
	③ イベントの実施に際してキッチンカー等の車両を一時的に搬入する場合、鹿沼市河川公園条例第4 条第1 項の許可、同第7 条の占用の許可、河川法に基づく許可のうち、いずれの手続が必要となるでしょうか。あわせて、設置可能な期間の上限、及び「一時的な設置」と「常設」を区分する考え方をご教示ください。	河川区域内に工作物を設置する場合の出水時の安全措置については、【河川敷地占用許可準則】に以下の基準が定められています： 【河川敷地占用許可準則に基づく基準】 ・気象警報発表時に迅速に撤去できる体制が確保されていること ・通常の出水では流出・移動しない係留・留置方法が採用されていること ・河川区域外に安全な保管場所が確保されていること ・河川の自由利用を著しく妨げないこと ただし、具体的に必要となる対応（撤去時間の基準、係留方法の詳細、保管場所の要件等）については、設置物の種類・規模・用途等に応じて事実ごとに判断されるため、河川管理者（栃木県）との協議の際にご確認ください。
	④ 出水時に流出又は移動するおそれのある物件を当該区域に設置する場合、設置者に求められる措置（気象警報又は水位到達時の撤去義務、撤去に要する時間の基準、係留又は留置の方法、平常時の保管場所の確保等）に関する定めがございましたらご教示ください。	出合いの森親水公園における過去の出水による主な被害実績は以下のとおりです。 令和元年10月（台風19号）・水位が堤防の法尻を超え、キャンプサイト内に土砂が堆積・対応主体現指定管理者（土砂の搬出） 随時（大雨等）・高水敷を超える水位上昇による倒木が度々発生・対応主体現指定管理者（伐木・処分）
20	⑤ 過去の出水により、出合いの森親水公園及びその周辺（対岸を含む）において、土砂の堆積、施設の損傷又は物件の流出等の被害が生じた実績がございましたら、その時期、内容及び復旧を行った主体をご教示ください。	出合いの森総合公園HPは現状は現指定管理者が管理運用者となっております。次年度以降は時期指定管理者の管理を見込んでいます。ドメイン・サーバー契約等の詳細については、選定後に現指定管理者との引継ぎ協議の中でご確認ください。 Google ビジネスプロフィール及びキャンプ場予約サイト「なっぷ」については、現時点において市及び現指定管理者が主体的に管理・運用するアカウントはございません。次期指定管理者において新たにアカウントを開設し、運用することは可能です。
	出合いの森総合公園のHP（ https://www.deainomori-ac.com/ ）、Google ビジネスプロフィール、キャンプ場予約サイト「なっぷ」（ https://www.nap-camp.com/tochigi/12514 ）について、現状及び次年度以降の管理・運用者をご教示ください。	出合いの森総合公園HPは現状は現指定管理者が管理運用者となっております。次年度以降は時期指定管理者の管理を見込んでいます。ドメイン・サーバー契約等の詳細については、選定後に現指定管理者との引継ぎ協議の中でご確認ください。 Google ビジネスプロフィール及びキャンプ場予約サイト「なっぷ」については、現時点において市及び現指定管理者が主体的に管理・運用するアカウントはございません。次期指定管理者において新たにアカウントを開設し、運用することは可能です。
	① ボランティアとの協力体制、活動支援とは具体的に何を指しますでしょうか。	河川の清掃やゴミ拾いの日程調整やゴミの引き受け等をしていただいています。
	② (a)について、減免の手続、基準とは何でしょうか。また、いつ決定する見込みかご教示ください。	鹿沼市都市公園条例第15条に基づき「使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるとき」を主な基準としており、申請受付から1週間程度で対応しています。現行の基準は次期指定管理期間においても継続して適用する予定です。
	③ (a)について、減免とした過去事例がありましたらご教示ください。	市が主催または後援する青少年の健全育成に係る競技大会、大学が行う教育活動等を減免としています。
21	④ (f)～(g)について、現指定管理体制における事例はどういったものがございましてでしょうか。	河川の清掃、高鳥屋山管理、地元住民の雇用、地元業者の採用等があります。
	⑤ (f)について、記載されていない自主事業も実施可能でしょうか。反対に、記載のある自主事業について実施しない場合は何か問題がございましてでしょうか。	業務仕様書に記載のない自主事業については、申請の際にご提案いただき、ヒアリング等によって協議します。現段階で可否を回答することは困難です。 記載のある自主事業についての実施は強制ではありません。
	⑥ (f)について、現行のポイントカードの運用内容についてご教示ください。	現行のポイントカードの運用内容は以下のとおりです。10回宿泊すると1回分の宿泊が無料となります。ポイントの有効期限はありません。なお、現在のポイントカードは現指定管理者が独自に運用しているものであり、次期指定管理者が継続して運用するかどうかは次期指定管理者の判断に委ねます。
	⑦ (f)に記載のある高鳥屋山の管理について、管理内容及び「協定書」の内容についてご教示ください。	ハイキングコースの見回り、除草作業、U字溝の清掃等を無償で行っていただいております。
	⑧ (f)に記載のある高鳥屋山の管理について、指定管理業務上の必須事項であるかどうか、及び、当役務に際し、別途委託料や管理料が発生するかどうかご教示ください。	高鳥屋山の管理は、業務仕様書において「可能な業務」として例示されているものであり、必須ではありません。委託料及び管理料の発生の有無については、協定書の締結に際して協議する内容となりますので、現時点での確定的な回答は控えさせていただきます。実施を検討される場合は、選定後の協議の中でご確認ください。
22	⑨ 会計処理をシステム上で一括管理しており、透明性を担保した会計処理及び経費の明確な区分が可能となっている場合、当指定管理業務の遂行に際し、指定管理者自身の銀行口座を利用してもよろしいでしょうか。	制度上不可となっておりますので、別口座をご用意ください。
	⑩ ・「施設管理事業費」における「租税公課」について、指定管理者が負担すべき税目・内容をご教示ください。 ・施設・設備に係る固定資産税等は市の負担との理解でよろしいでしょうか。 ・「施設管理事業費」における「委託料」「保守管理費」「賃借料」の内訳をご教示ください。	・現指定管理者は「租税公課」に印紙税・消費税を計上しています。なお、市が所有する既存の施設・設備に係る固定資産税については、市有財産であるため非課税となり、ご認識のとおり指定管理者の負担とはなりません。指定管理者が新たに導入した設備については償却資産税が発生する可能性があることに留意ください。 ・内訳については添付PDFをご確認ください。

質問及び回答

No.	質問内容	回答
31	念のための確認となりますが、指定管理料は申込者が指定し、提案させていただく形でよろしいでしょうか。	指定管理料については、申請者にご提案いただいた上で市と協議し、年度協定書によって定めず。
32	加えて、運営管理費等（つまり指定管理事業に係るコスト）から利用料収入を差し引いた額が0円以下（収支相償あるいは黒字）の場合、指定管理料は0円となる認識で相違はございませんでしょうか。	利用料金収入のみで施設の管理運営を賄える場合には指定管理料が0円となりますが、本施設については利用料金が発生しない公園部分も含まれるため、指定管理料が0円となる想定はしていません。また、利用料金のみで施設の管理運営を賄える見込みの施設においては、あらかじめ定めた利用料金収入額を超えた収入のうち、施設整備費相当分を市が徴収し、施設整備や市民サービスに充てる可能性がございます。
33	指定期間中、賃金水準又は物価水準の著しい変動や、天候不順による需要変動が生じた場合の、年度協定額の協議・見直しの運用について具体的に教えてください。	賃金水準又は物価水準の著しい変動が生じた場合は、「賃金水準調整制度運用マニュアル」に基づき計算書等をご提出いただいた上で協議します。ただし、協議の結果として年度協定額の変更を約束するものではありません。なお、天候不順等による需要変動については、指定管理者の経営リスクとして収支計画に織り込んでください。
34	今年度中または次年度中に更改あるいは修繕が必要となる設備はございますでしょうか。また、その費用について、指定管理者負担となるか、市負担となるか教えてください。	高圧機器の更新の可能性あります。1件当たりの修繕が10万円未満は指定管理者の負担となり、10万円以上は市の負担と定めています。募集要項5（5）リスク分担についてをご確認ください。
35	本業務における高木・中木・低木の区分基準を教えてください。	高木：植栽時に高さが2m以上の樹木で、通常の成木の高さが3m以上あるもの 中木：植栽時に高さが1.2m以上、通常の成木の高さが2m以上 低木：高木、中木以外で植栽時に高さが0.3m以上
36	高木剪定は本業務に含まれないでしょうか。含む場合、対象となる樹木数量および想定される作業内容を教えてください。	高木剪定については本業務には含まれません。現指定管理者が自主的に実施していますが、次期指定管理期間における高木剪定については別途協議する予定です。
37	植栽管理の作業方法について、作業効率を高めるため記載の方法以外で実施することは可能でしょうか。	作業効率を高めるための方法など、業務仕様書に記載のない作業方法についてはご提案いただくことは可能です。ただし、実施に当たっては事前に市との協議が必要です。
38	「中低木管理1式（適宜）」について、高所作業車の使用又は樹木への昇木作業を伴う剪定作業（本質問においては、概ね地上2mを超える箇所で行う作業を想定）は本業務に含まれない理解でよろしいでしょうか。	高所作業車の使用又は昇木作業を伴う剪定作業（概ね地上2mを超える箇所での作業）については、高木剪定と同様に本業務には含まれません。ご認識のとおりです。
39	低木（生垣・植込み）の管理については、一般的な刈込による形状維持管理を想定していますが、その認識でよろしいでしょうか。特別な樹形管理や景観維持上の管理基準がある場合は教えてください。	低木（生垣・植込み）の管理については、一般的な刈込による形状維持管理を想定しており、ご認識のとおりです。特別な樹形管理や景観維持上の管理基準は特段ございません。
40	指定管理期間中に予定している樹木伐採、更新剪定、危険木対策等の計画がある場合は教えてください。	指定管理期間中に予定している樹木伐採、更新剪定、危険木対策等の計画は現時点ではございません。しかし、桜堤の桜の木がクビアカツヤカマキリによる被害を受けており今後伐木等が必要となる可能性があります。
41	施肥対象エリア（19,200㎡）の図示、過去の施肥実績、業務上注意すべき点があれば教えてください。	施肥対象エリア（19,200㎡）の図面はございませんが、オートキャンプサイト（Aサイト、Bサイト）及びフリーキャンプサイトの芝生エリアが対象です。各サイトの位置については施設図面（別紙1）をご参照ください。過去の施肥実績については別添資料のとおりです。業務上特に注意すべき事項は現時点では特段ございません。
42	公園に隣接する公道及び歩道に接する生垣について、本業務における管理対象範囲を教えてください。また、管理対象外となる植栽がある場合は、対象範囲が分かる図面等をご提示ください。	公園内の生垣は本業務の管理範囲内です。公園に隣接する市道部分については管理範囲外となります。管理範囲外については別添資料をご参照ください。
43	植栽管理業務の実施時期及び管理水準の把握のため、過去3年間における芝生管理、園地管理、施肥、中低木管理等の月別実施実績（作業内容、実施回数）が分かる資料がありましたらご提供ください。	月別作業実績表またはそれに準ずる資料はございません。
44	季節ごとの重点管理時期や利用者対応上特に配慮を要する期間（GW、夏季繁忙期等）があれば教えてください。	季節ごとの重点管理時期や利用者対応上特に配慮を要する期間は特段ございません。
45	現指定管理者が実施している植栽管理業務について、年間作業計画書、月別作業実績表又はそれに準ずる資料がありましたらご提供ください。	現指定管理者の年間作業計画書、月別作業実績表またはそれに準ずる資料はございません。
46	インフラ系統（電気・ガス・水道）の図面及び建物（管理棟、トイレ、炊事場等）の平面図があればご提示いただけないでしょうか。	管理棟・シャワー室平面図のみ提供が可能です。（別添資料） なお、インフラ系統（電気・ガス・水道）の図面については現在保有しておりません。詳細については現地確認にてご確認いただきますようお願いいたします。
47	①事業計画書における【指示事項】について、地域雇用の推進にあたり、現指定管理者における運営体制（職員数及び常勤・非常勤等の雇用形態の内訳、各スタッフの現業における業務内容・保有資格等）並びに、市が特に重視される点について、可能な範囲で教えてください。	①質問No.3へ回答の「体制図・業務分掌」をご確認ください。職員数・雇用形態については当該資料に記載のとおりです。なお、施設の管理運営において必須とされる資格はありません。
	②①のうち、新たな指定管理者のもとで継続雇用を希望される方が具体的に決まっておりますらご教えてください	質問No.17②にて回答した通りです。
48	・全ての備品（所有者が「出会いの森管理協会」）について、鹿沼市に所有権が移管される理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
49	・リース物品について、リース料は指定管理者負担でしょうか。またリース更改時期、現行のリース料を教えてください。	別紙3に記載のあるものは市の負担となります。
50	・備品について、全て問題なく動作可能でしょうか。あわせて、各備品の導入年月日、修繕履歴情報をご教えてください。	現状全て使用している備品となりますが導入時期や修繕履歴については分かりかねます。
51	・所有者が「出会いの森管理協会」の物品で修繕が必要な場合はあれば、今年度中の修繕予定有無も教えてください。	現状、乗用芝刈機1台のみが修理中となっています。
52	備品の更改（買い替え）が必要となった場合、必要なプロセスと所要期間についてご教えてください。また、更改に時間を要する場合や購入許可が下りなかった場合において、指定管理者が指定管理料を財源として新規備品を購入することは可能でしょうか。	備品一覧に記載のリース物品の更新は市の負担、備品の更新または新規購入は市または協議により、市長の許可が必要です。市の購入となった場合は予算措置が必要となりますので、次年度以降となる可能性が高いです。市長の許可が必要なため、購入許可が下りなかった場合は購入すること自体が不可能となります。
53	所有者が「出会いの森管理協会」となっている備品が撤去または廃棄された場合、本指定管理業務を遂行するための新規備品は鹿沼市で指定管理開始日までに購入・準備いただくことは可能でしょうか。	故障の他撤去・廃棄となることはございません。
54	鹿沼市様加入の「全国市長会市民総合賠償補償保険」について、植栽管理業務を受託した指定管理者から再委託を受ける事業者（協力会社）も被保険者として補償対象となることと理解でよろしいかご教えてください。	被保険者としての補償対象は指定管理者までとなり、再委託の業者は対象となりません。再委託を予定している場合は、保険料等も考慮の上積算してください。
55	BBQエリアやフリーサイト等について、利用促進・利用者サービス向上の観点から、その用途を見直すこと（例：フリーサイトの区画サイト化、遊休スペースのテントサイト化等）は可能でしょうか。あわせて、利用者サービスの向上及び防災機能の確保を目的として、指定管理者が移動可能な施設等を敷地内（BBQエリアの遊休地等）に設置し、平常時に有効活用することは可能でしょうか。都市公園法・関係条例上の取扱いを含めご教えてください	質問No.18④、質問No.18⑤の回答をご参照ください。
56	記載されている料金が古いものとお見受けしますが、指定管理仕様書P.23業務の内容（2）利用料金を正とする認識でよろしいでしょうか。	別紙7利用料金一覧は、現在の利用料金を、業務仕様書3（2）利用料金は、条例上設定可能な利用料金の範囲（表に示す金額の0.5～1.5倍の範囲）を記載しております。
57	せせらぎ水路の場所を図示いただけますでしょうか	別添資料をご参照ください。
58	「施設管理事業費」における「修繕費」「諸謝金」の内訳を教えてください。	「施設管理事業費」における修繕費の内訳については、別添資料をご参照ください。 なお、諸謝金についてはイベント等の協力者個人への支払いが主となるため、個人情報保護の観点から詳細の公開は控えさせていただきます。収支計画の作成に当たっては、指定管理料の範囲内でご検討ください。 ・1件あたり10万円未満の修繕費は指定管理者のご負担となります。1件あたり10万円以上の修繕については鹿沼市が負担しており、過去3年間の実績については別添資料をご参照ください
59	修繕費は指定管理者区分（10万円未満）の理解でよろしいでしょうか。鹿沼市様区分（10万円以上）の修繕内容について直近3年間の実績がありましたらご教えてください。	1件あたり10万円未満の修繕費は指定管理者の負担となります。1件10万円以上の修繕は鹿沼市の負担としており、過去3年間の実績は別添の通りです。
60	本公園は災害時の広域避難場所等に指定されておりますでしょうか	本施設は、災害時の広域避難場所等に指定されていません。
61	災害時に期待されている役割があればご教えてください	特にありません。
62	河川氾濫や浸水は過去に発生していますでしょうか。あれば当時の状況をご教えてください。	質問No.19⑤で回答の通りです。
63	・様式2について、docx形式ではなく、図表等を用いながらppt形式作成・提出することは可能でしょうか。記載項目は原本のdocx形式を遵守させていただきます。	差し支えありません。ただし、様式2「事業計画書」の項目順や内容につ不備・不足等が無いようにしてください。